



目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県豪雨災害対策推進本部設置規程	1

 訓 令
 公 営 企 業 局 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

- 高知県訓令第6号
- 高知県公営企業局訓令第1号
- 高知県教育委員会訓令第5号
- 高知県警察本部訓令第10号

本 庁
 各 出 先 機 関
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 警 察 本 部
 警 察 署

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程を次のように定める。
 平成30年9月14日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県公営企業局長 北村 強
 高知県教育長 伊藤 博明
 高知県警察本部長 小柳 誠二

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程
 (設置)

第1条 高知県の豪雨災害に対する防災減災能力を高めるため、高知県豪雨災害対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部次長
 - (4) 本部員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
 4 本部次長は、危機管理部長をもって充てる。
 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。
 (職務)
- 第3条** 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
 4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。
 (所掌事務)
- 第4条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 (1) 高知県の豪雨災害対策の検討及び豪雨災害への対応の強化に関すること。
 (2) 前号に掲げるもののほか、豪雨災害対策に関連する重要事項に関すること。
 (幹事会)
- 第5条** 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。
 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
 3 幹事長は、危機管理部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の課長を幹事とすることができる。
 (チーム)
- 第6条** 本部長は、豪雨災害対策の個別の事項に関して、課題の整理、推進のための調整、進捗状況の確認等の必要があると認めるときは、推進本部の下にチームを設置することができる。
 2 チームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。
 3 チームは、必要に応じ、幹事会と調整を行うものとする。
 (事務局)
- 第7条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
 3 事務局長は、危機管理部危機管理・防災課長をもって充て

る。
 4 事務局職員は、危機管理部危機管理・防災課の職員をもって充てる。
 (雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月14日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総務部長
健康政策部長
地域福祉部長
文化生活スポーツ部長
産業振興推進部長
中山間振興・交通部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
会計管理局長
公営企業局長
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

総務部財政課長
健康政策部健康長寿政策課長
地域福祉部地域福祉政策課長
文化生活スポーツ部文化振興課長
産業振興推進部計画推進課長
中山間振興・交通部中山間地域対策課長
商工労働部商工政策課長
観光振興部観光政策課長
農業振興部農業政策課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
土木部土木政策課長
会計管理局会計管理課長
公営企業局県立病院課長
教育委員会事務局教育政策課長
警察本部警備部災害対策課長